

熊本空港事業継続計画 (熊本空港 A2-BCP)

2020 年 3 月

熊本国際空港株式会社

目次

変更履歴.....	1
用語の解説.....	1
1. 総則.....	3
1-1 目的.....	3
1-2 位置付け.....	3
1-3 空港関連事業者および協力機関.....	5
2. 被害想定.....	7
2-1 地震.....	7
2-2 台風.....	7
2-3 大雪.....	8
2-4 降灰.....	8
3. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定.....	9
3-1 滞留者の滞在可能時間.....	9
3-2 民航機運航再開に向けた空港施設復旧の目標時間.....	9
4. 総合対策本部(A2-HQ).....	10
4-1 総合対策本部概要.....	10
4-2 設置基準.....	10
4-3 構成.....	11
(1) 本部長.....	11
(2) 副本部長.....	11
(3) 本部長代行順位.....	11
(4) 構成機関.....	11
4-4 総合対策本部の編成.....	12
(1) 旅客・テナント・滞留者対応班.....	13
(2) 消火救難班.....	13
(3) 施設班.....	14
(4) 運航班.....	14
(5) 広報班.....	14
(6) 記録・庶務班.....	15
4-5 総合対策本部構成員と主な役割.....	16
4-6 初動対応.....	18
(1) 被害状況確認.....	18
(2) 被害状況の報告.....	18
(3) 国土交通省への報告.....	18
(4) 総合対策本部の設置.....	18
(5) 参集.....	18
(6) 対応方針の決定.....	19

5. 対応計画	20
5-1 基本計画.....	20
(1) 避難計画.....	20
(2) 滞留者対応計画.....	22
(3) 早期復旧計画.....	27
5-2 機能別対応計画.....	33
(1) 電力機能喪失時対応計画.....	33
(2) 通信機能喪失時対応計画.....	35
(3) 上下水道機能喪失時対応計画.....	36
(4) 燃料供給機能喪失時対応計画.....	38
(5) 空港アクセス機能喪失時対応計画.....	40
(6) 貨物施設復旧計画.....	42
5-3 役割分担に関する協定.....	44
6. 外部機関との連携	45
(1) 災害時における外部機関との連携方針.....	45
(2) その他連携方針.....	45
7. 情報集約・発信	46
(1) 情報集約.....	46
(2) 情報の発信.....	47
8. 訓練計画	50
(1) 訓練の内容、実施時期、頻度.....	50
9. 各施設の担当部署と技術者の配置状況	51
(1) 基本施設.....	51
(2) 無線施設.....	51
(3) 別棟ビル.....	51
(4) 国際線ターミナルビル.....	51
(5) 貨物ターミナルビル.....	51

変更履歴

日付	内容
2020.3.23	初版

用語の解説

用語	定義
アクセス事業者	「鉄道事業者」、「バス事業者」及び「タクシー事業者」の総称。
一時避難エリア	発災直後、一時的に避難する場所を指す。
貨物関連事業者	貨物ハンドリング業、通関業・航空貨物代理店業・貨物上屋業等を指す。
貨物施設	貨物に関連する施設で、熊本空港 A2-BCP においては、「貨物上屋」、「貨物代理店ビル」、「トラックヤード」等を指す。
管制施設	航空交通の指示を与えるための施設で、「管制塔並びに航空管制業務を行うために必要な無線設備及び情報処理施設」を指す。
気象台	熊本空港 A2-BCP においては、「福岡航空地方気象台熊本航空気象観測所」を指す。
基本施設	空港の基本的な施設で、「滑走路」、「誘導路」、「エプロン」を指す。
給油施設	航空機の給油に関する施設で、熊本空港給油施設(株)が運営するガソリンスタンド、燃料タンク(地上、地下)及びそれらに付帯する設備等を指す。
空港ライナー	熊本空港と JR 九州豊肥線の肥後大津駅間を運行する、熊本県が運営する 9 人乗りの送迎バスを指す。
航空保安施設	航空機の離着陸を援助する施設で、「航空保安照明施設」、「照明変電施設」、「航空保安無線施設(ILS、VOR、DME)」を指す。
航空会社	熊本空港 A2-BCP においては、「日本航空(株)」や「全日本空輸(株)」等をはじめとした熊本空港において便が就航している会社を指し、「エアライン」と同義。
協力機関	熊本空港 A2-BCP で記載する「協力機関の一覧」に記載する 13 事業者(及びその構成員)を指す。
空港関係機関	「空港関連事業者」と「協力機関」を合わせた機関を指す。 「関係機関」のみの表記の場合は、その文脈の行動主体となる組織に関する機関全般を広義に示す意味で使用しており、熊本空港 A2-BCP 内では「空港関係機関」とは別の意味で使用している。
空港関連事業者	熊本空港 A2-BCP で記載する「空港関連事業者の一覧」に記載する 49 事業者(及びその構成員)を指す。

用語	定義
災害時要配慮者	「負傷者」、「肢体不自由者(障がい者)」、「高齢者」、「乳幼児」、「妊産婦」、「外国人」など、災害発生時に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から身を守るために安全な場所に避難・待機するなどの一連の行動を取るのに支援を要する人々を指す。災害対応上必要な場合は、「外国人」及び「負傷者」を「災害時要配慮者」から独立させて記載しているが、特段その記載がない場合は、「負傷者」及び「外国人」を含める。
タクシー事業者	熊本空港を発着するタクシー事業者で、「タクシー協会」とその構成員を指す。
着陸制限	災害の発生等を受けて、KKIAC が熊本空港での商用機等の着陸禁止の制限の行うことを指す。
通信事業者	熊本空港で利用可能な通信事業者で、「西日本電信電話(株)(NTT 西日本)」、「(株)NTTドコモ」、「KDDI(株)」、「ソフトバンク(株)」を指す。
電気事業者	電力供給に関して、送配電網を所有する一般送配電事業者及び電力供給契約窓口である小売電気事業者を指す。
道路管理者	熊本空港周辺的高速道路、一般道路等の道路管理者で、「西日本高速道路(株)(NEXCO 西日本)」、「熊本県」、「益城町」、「菊陽町」、「大津町」「西原村」等を指す。
バス事業者	熊本空港を発着するバス事業者で、「九州産交バス」、「神園交通」等を指す。
BCP	“Business Continuity Plan ”の略で、「事業継続計画」を指す。
CIQ	“Customs ”、“Immigration ”、“Quarantine ”の総称で、「長崎税関八代税関支署熊本空港出張所」、「福岡出入国在留管理局熊本出張所」、「福岡検疫所熊本空港出張所」、「動物検疫所門司支所 八代出張所」、「門司植物防疫所八代出張所」を指す。
KKIAC	「熊本国際空港(株)」を指す。
NOTAM/ノータム	“Notice to Airmen ”の略で、航空保安施設、業務、方式及び航空に危険を及ぼすもの等の設定、状態又は変更に関する情報で、書面による空港情報では、時宜を得た提供が不可能な場合に、通信回線により配布されるもの。
Wi-Fi	「無線 LAN」と同義

1. 総則

1-1 目的

熊本空港は、熊本県における産業及び観光の振興、拠点性の確保のための重要インフラであり、九州の主要ゲートウェイの1つとして大きな役割を担っている。

平成28年4月14日及び16日の二度にわたり震度7の激震が発生した熊本地震により、熊本都市圏東部地域は甚大な被害を受け、熊本空港においても国内旅客ターミナルの損傷等が生じた。

これを受け、熊本空港は甚大な被害を受けた熊本地震からの創造的復興のシンボルとなるべく、内蔵一体型の旅客ターミナルの整備や世界にひらかれた国際航空ネットワークの実現等による交流人口の拡大を通じ、地域活性化への貢献を目指している。

また、熊本空港は、熊本地震の発災後、緊急物資の輸送や定期便ネットワークの早期再開による復興活動への貢献等、熊本県における社会経済活動に重要な役割を果たしてきている。再び熊本地震のような大規模自然災害発生時には、航空旅客を始めとした全ての空港利用者の安全・安心の確保と可能な限りの空港機能の維持及び機能停止した場合の早期復旧が求められ、熊本空港が空港周辺地域の輸送拠点としての役割を担うことが考えられる。

2018年9月に発生した台風21号や北海道胆振東部地震においては、被災地空港の機能に重大な支障が生じ、国民経済や国民生活に多大な影響を与えたことから、同年10月に国土交通省航空局において、「全国主要空港における大規模自然災害対策に関する委員会」を設置し、主要空港の機能確保等のための対策について検討が進められた。その結果、同年12月に、同委員会により「中間とりまとめ」が策定され、自然災害の激甚化・多様化等を踏まえて、空港全体としての機能維持・早期復旧を図る観点から、空港設置管理者による統括マネジメントを前提とした空港BCPの再構築が必要であり、その際、複合的・連続的といった多様なリスク発生にも対応できるよう、空港の機能毎の対応計画を策定することが提言された。

これにより、空港関係者が「統括的災害マネジメント」の考え方を共有するとともに、当該空港の空港関係機関が個別に対応するのではなく、空港全体として一体となって対応していくための計画として、各空港において「A2(Advanced/Airport)－BCP」を策定することが盛り込まれ、自然災害に強い空港づくりを目指していくこととなった。

以上を踏まえ、熊本空港においても空港全体の業務継続計画(BCP)を構築し、大規模な自然災害が発生した際に、空港関連事業者が連携し、迅速かつ的確な対応を行えるよう、熊本空港の自然災害レジリエンスを強化することを目的とする。

1-2 位置付け

熊本空港事業継続計画(熊本空港 A2-BCP)は、大規模な自然災害が発生した場合に、各空港関連事業者がそれぞれの個別BCPや緊急対策要領や対応マニュアル等に従って行う対応が、一体となって機能するように、空港として維持すべき機能の目標、空港関連事業者で構成する総合対策本部、及び空港関連事業者の役割分担等の空港全体としての機能維持・復旧に必要な事項を定めるものである。

図-1 に示す熊本空港 A2-BCP の位置付けのとおり、各空港関連事業者の個別 BCP 等は、A2-BCP と整合・連携した内容とする。

空港関連事業者は、A2-BCP を速やかに実行できるよう、滞留者対応及び早期復旧に必要な事前対策を行うこととする。大規模な自然災害発生時には、A2-BCP で想定する被害を上回る可能性があることを十分に認識し、人命を優先した安全の確保と空港機能の早期復旧のために柔軟な対応を行う必要がある。また、被害状況等に応じて A2-BCP を適宜修正し、災害対策活動を行う機関の要請に応じて柔軟に運用することとする。

A2-BCP を真に実効性のある計画とするために、日頃から現実に即した訓練を重ねることにより、情報伝達や具体的な滞留者対応・早期復旧対策について習熟を行うとともに、訓練で明らかになった課題や社会的要請の変化を踏まえ、定期的かつ継続的に計画を見直すこととする。

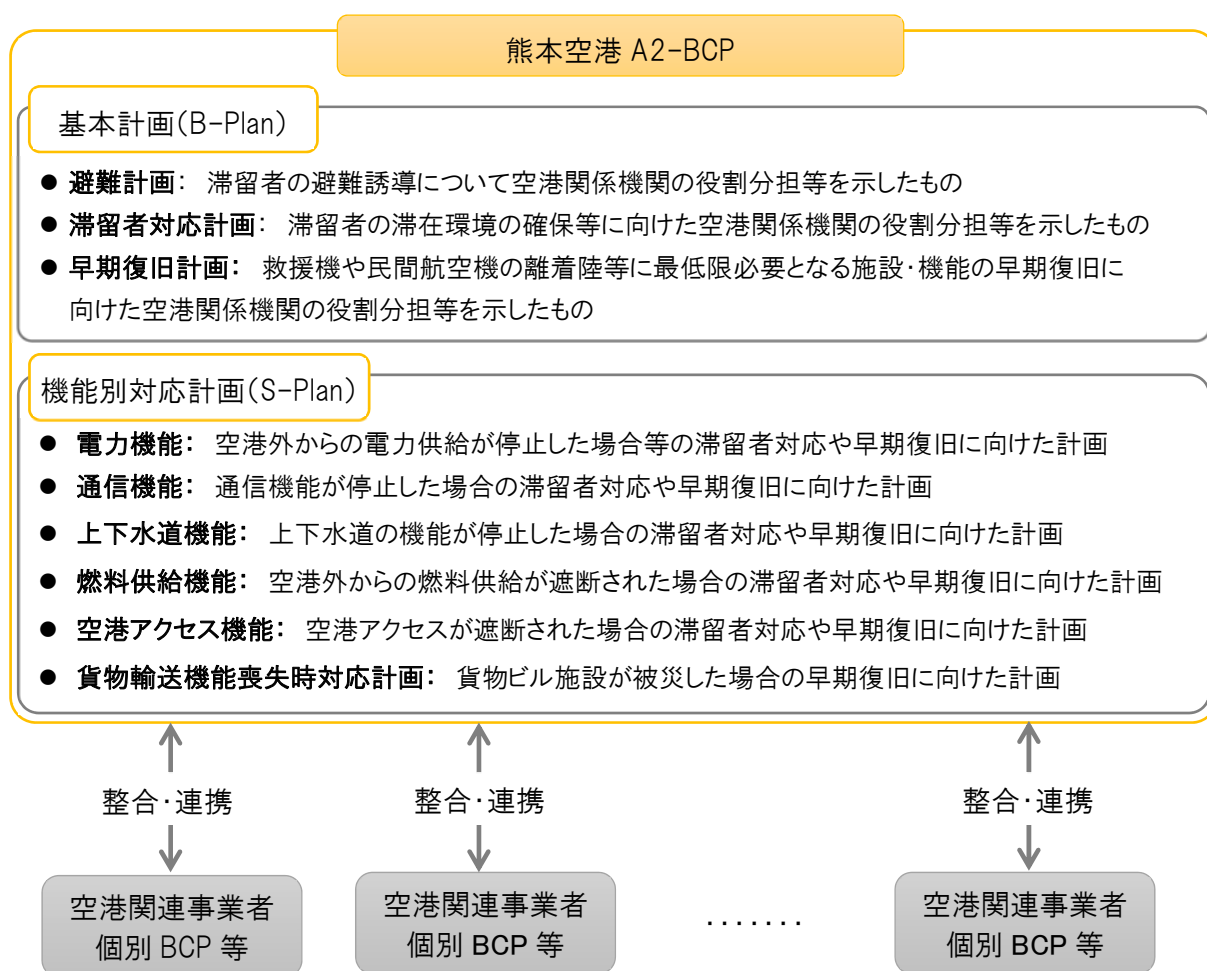


図-1 熊本空港 A2-BCP の位置付け

1-3 空港関連事業者および協力機関

空港関連事業者は、国、航空会社及びグランドハンドリング、貨物関連事業者、給油事業者、警備、空港内テナント、空港管理者から構成される下記の 49 事業者となる。(2019 年 12 月 18 日時点)

表 1 熊本空港における空港関連事業者の一覧

事業者区分		機関名
官公庁	航空局	大阪航空局熊本空港事務所
	気象台	福岡航空地方気象台熊本航空気象観測所
	CIQ	財務省 長崎税関八代税関支署 熊本空港出張所
		法務省 福岡出入国在留管理局 熊本出張所
		厚生労働省 福岡検疫所 熊本空港出張所
		農林水産省 動物検疫所 門司支所 福岡空港出張所
		農林水産省 門司植物防疫所 八代出張所
		警察
		熊本東警察署
		熊本空港警備派出所
航空会社		全日本空輸(株)
		日本航空(株)
		(株)フジドリームエアラインズ
		(株)ソラシドエア
		天草エアライン(株)
		ジェットスター・ジャパン(株)
		チャイナエアライン
		香港エクスプレス
		ティーウェイ航空
		エアソウル
グランドハンドリング		九州産交ツーリズム(株)
		西鉄エアサービス(株)
		(株)JALスカイ九州
		(株)JALエンジニアリング
		(株)エスエーエス
貨物関連事業者		ヤマトグローバルエクスプレス(株)
		日通航空(株)
		日本空輸(株)
		(株)近鉄ロジスティクスシステムズ
		国際空輸(株)
		セイノースーパーエクスプレス(株)
給油関連事業者		熊本空港給油施設(株)
		センコー(株)
警備		熊本空港警備(株)
空港内テナント		熊本空港ビルディング(株)企画営業部とりまとめ
ライフライン	上水	益城町水道課
	電力	九州電力(株)
	通信	西日本電信電話(株)
アクセス	バス事業者	九州産交バス(株)
		(有)神園交通
	空港ライナー	阿蘇くまもと空港ライナー運営協議会
	レンタカー事業者	熊本空港レンタカー協会
タクシー事業者	熊本空港タクシー協会	
運営権者		熊本国際空港株式会社(以下、KKIAC)

協力機関は、官公庁、ライフライン、アクセスから構成される 13 事業者となる。(2019 年 12 月 18 日現在)

表 2 熊本空港における協力機関の一覧

事業者区分		機関名
官公庁	自衛隊	陸上自衛隊高遊原分屯地
		陸上自衛隊第 8 師団
	地方自治体	熊本県
		熊本市
		益城町
		菊陽町
		大津町
		西原村
	消防	熊本市消防局
		菊池広域連合消防本部
	医療	日本赤十字社
熊本県医師会		
アクセス	高速道路	NEXCO 熊本高速道路事務所

2. 被害想定

2-1 地震

① 想定規模

熊本地震(本震)相当 M7.3 :震度 7 夏季のピーク時(17 時頃)の発生を想定する。

② 被害状況

熊本空港においては、以下を想定する。

表 3 被害想定と発動する対応計画(地震)

被害想定	発動する 対応計画
<ul style="list-style-type: none"> ・旅客等の空港利用者と空港内従業員を合わせ、空港内で夜間を過ごす帰宅困難者が約 1,300 人(日本人旅客:800 人、外国人旅客 250 人、従業員 250 人)発生。 	滞留者対応計画 早期復旧計画
<ul style="list-style-type: none"> ・別棟ビル、国際線ターミナルビル及び空港内諸施設において、天井材の落下、非構造部材の損傷、空調ダクトや窓ガラスの飛散により負傷者が数名発生。 	早期復旧計画
<ul style="list-style-type: none"> ・滑走路および誘導路は、横断する県道のトンネル部分において段差が発生。 	空港アクセス手段 喪失時対応計画
<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス道路は、一般道は第一次緊急輸送道路国道 443 号が交通規制、高速道路は九州自動車道(以下、九州道)の益城熊本空港 IC 付近において盛土法面の崩壊により通行止め、構内道路は一部クラックが生じ交通規制。 上記の被害により、空港外への退避経路復旧に 24 時間を要することを想定。 	
<ul style="list-style-type: none"> ・電力は空港南部の具有地に位置する電柱の倒壊により商用電源が停電。 	電力機能 喪失時対応計画
<ul style="list-style-type: none"> ・上水は地下水に濁りが発生したため益城町からの給水が停止。 	上下水道機能
<ul style="list-style-type: none"> ・下水は停電により中継ポンプ及び浄化槽が停止。 	喪失時対応計画
<ul style="list-style-type: none"> ・通信回線は電話(固定、携帯)が利用しづらい状況が発生、ターミナルビル内の Wi-Fi は使用不可。 	通信機能 喪失時対応計画
<ul style="list-style-type: none"> ・給油施設の T-2 タンクが沈下、底部が損傷。燃料の漏洩が発生。 	燃料供給機能 喪失時対応計画
<ul style="list-style-type: none"> ・貨物施設のトラックヤードの舗装にクラックおよび段差が発生。 	貨物復旧計画
<ul style="list-style-type: none"> ・地震の影響により貨物施設の地下埋設型計量器の精度が低下、貨物業務継続に支障が発生。 	

2-2 台風

① 想定規模

- ・最大風速 58m/s(関空島)
- ・竜巻による最大風速 60~100m/s

② 被害状況

熊本空港においては、以下の被害が発生することを想定する。

表 4 被害想定と発動する対応計画(台風)

被害想定	発動する 対応計画
<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス交通手段の復旧に時間を要し、空港内に孤立した職員等 250 名が最大 72 時間滞留する。 	滞留者対応計画
<ul style="list-style-type: none"> ・引込電柱及び送電鉄塔が倒壊し、停電が発生(ターミナルビル・浄化槽等への電力供給停止) 	電力機能 喪失時対応計画
<ul style="list-style-type: none"> ・場周柵 100m が倒壊。 	早期復旧計画
<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス道路の樹木、電柱等が倒壊し、アクセス道路が通行止めとなり、復旧に 3 日を要する。 	空港アクセス機能 喪失時対応計画

2-3 大雪

① 想定規模

- ・積雪深 7cm

② 被害状況

熊本空港においては、以下の被害が発生することを想定する。

表 5 被害想定と発動する対応計画(大雪)

被害想定	発動する 対応計画
・欠航やアクセス交通手段の喪失により、200 人が帰宅困難となり、24 時間滞留する。(旅客等 150 人、対応従業員 50 人)	滞留者対応計画
・積雪により基本施設および構内道路の除雪及び凍結防止剤の散布が必要となる。	早期復旧計画
・アクセス道路の凍結等によりバスが運休、天候回復まで運行を見合わせ。	空港アクセス機能 喪失時対応計画

2-4 降灰

① 想定規模

- ・熊本空港における降灰量 0.3mm を想定
- ・断続的ではあるが、1 週間程度噴火活動が継続

② 被害状況

熊本空港においては、以下の被害が発生することを想定する。

表 6 被害想定と発動する対応計画(降灰)

被害想定	発動する 対応計画
・欠航により 200 人が 24 時間滞留する。(旅客等 150 人、対応従業員 50 人)	滞留者対応計画
・路面標識の視認性が低下、除灰作業を要する。	早期復旧計画
・送電鉄塔に積もった灰により漏電が発生、安全装置の作動により電力供給が停止され停電。	電力機能 喪失時対応計画

3. 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

3-1 滞留者の滞在可能時間

- ・ 自然災害発生後に空港アクセスが途絶え、当面の復旧が見込まれない場合は、空港近傍の株式会社再春館製薬所及び崇城大学への避難輸送を検討する。
- ・ なお事前の対策として、72 時間の滞在が可能となるよう、必要な備蓄品(非常食、飲料水、毛布、寝袋、携帯トイレ、ウチワ、瞬間冷却保冷剤等)の確保により環境を整備する。
- ・ 地震・大雪によるアクセス道路の被害は 1 日以内の復旧を想定し、発災後 24 時間の滞在を前提とし、備蓄品、電力、上下水の供給を想定した計画とする。
- ・ 台風(暴風)による被害では、アクセス道路などの復旧に時間を要することを想定し、72 時間の滞在を想定する。

表 7 滞留者時間の想定

滞留時間	地震			台風(暴風)		
	備蓄品	電力	上下水	備蓄品	電力	上下水
24h対応	○	○	○	-	-	-
72h対応	-	-	-	○	○	○

(凡例)○:想定対象 -:想定対象外

3-2 民航機運航再開に向けた空港施設復旧の目標時間

- ・ 大規模地震により被災した場合、復旧作業が開始でき次第、72 時間以内に民航機の運航再開が可能となる状態まで空港機能を復旧する。
- ・ 特別警報級の気象(大雨、台風(竜巻)、大雪)により被災した場合、気象状況の回復後 72 時間以内に民航機の運航再開が可能となる状態まで空港機能を復旧する。

4. 総合対策本部(A2-HQ)

4-1 総合対策本部概要

自然災害等の危機事象が発生し、又は発生する可能性がある場合、熊本空港全体の機能維持及び復旧に向け、全社的かつ関係・協力機関と一体感を持ち、総合対策本部を速やかに設置するものとする。

なお、設置基準については、下記 4-2 を参照。

4-2 設置基準

① 地震

- ・熊本空港において、震度「6 弱」以上の地震が発生した場合に、KKIAC 及び熊本空港事務所の職員は自動参集とし、総合対策本部を設置する。

② 悪天候(台風、大雪)

- ・熊本空港において飛行場警報又は熊本県内に特別警報(ただし地震に関する特別警報を除く)が発表された場合、かつ総合対策本部長が必要と認めた場合に KKIAC 及び空港事務所の職員が参集し、総合対策本部を設置する。
- ・「非常に強い」台風等の悪天候により熊本空港に大きな影響を及ぼす可能性がある場合は、総合対策本部長が必要と認めた際に KKIAC 及び空港事務所の職員が参集し、総合対策本部を設置する。

③ その他

- ・上記①及び②に関わらず、空港の機能維持・復旧や滞留者対応等について関係者との統括的な調整が必要と総合対策本部長が判断した場合に KKIAC は総合対策本部を設置する。
- ・空港関連事業者は総合対策本部の設置を KKIAC に要請することができ、総合対策本部長が必要と認めた場合に設置する。

4-3 構成

(1) 本部長

KKIAC 社長

(2) 副本部長

KKIAC 副社長及び熊本空港長

(3) 本部長代行順位

第1順位:KKIAC 副社長 第2順位:KKIAC 取締役

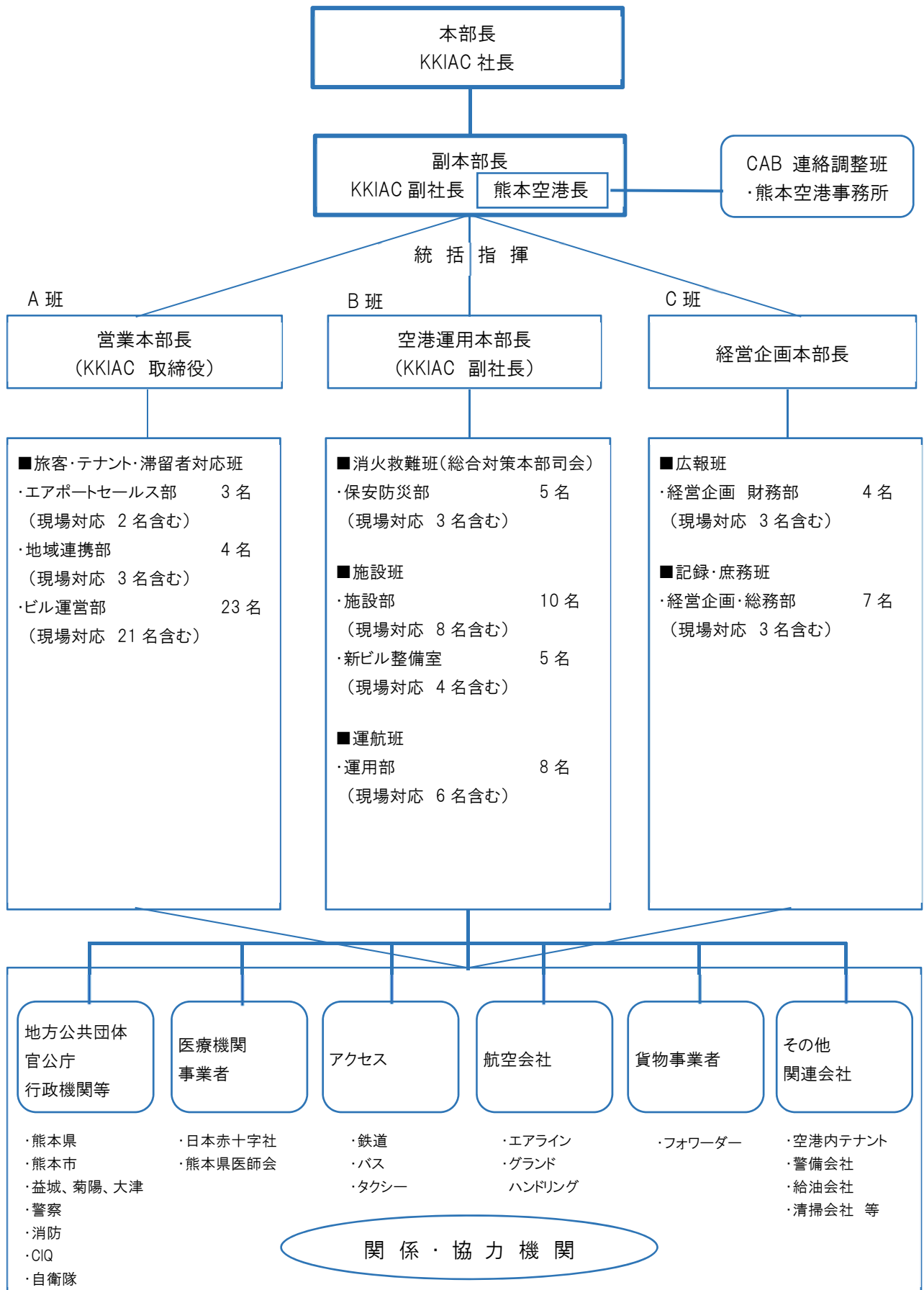
(4) 構成機関

KKIAC 社員に加え、空港関連事業者・協力機関から派遣された要員により構成する。なお、関係・協力機関の構成員は各派出機関の判断者とする。

総合対策本部は、KKIAC 社員を主としながら、原則、役割別の班を編成し、関係・協力機関からの要員に対し、本部への参集を要請する。「Team Kumamoto」として、強力な連携体制を構築し、空港利用者及び従業員の安全・安心を確保し、熊本空港の早期復旧に向けた対応を行うものとする。

詳細は、「4-5 総合対策本部の編成」及び「4-6 総合対策本部構成員と主な役割」を参照。

4-4 総合対策本部の編成



(1) 旅客・テナント・滞留者対応班

総合対策本部 A 班(統括:KKIAC 営業本部長)の指導下において、空港利用者、従業員、テナント入居者等の安全を確保することを目的に現場対応を実施。

① 主な役割

ビル運営部

- ・空港利用者、従業員、テナント入居屋へのサポート
- ・備蓄品の準備、テナントと連携した緊急物資の受入れ体制の構築
- ・滞留者誘導

地域連携部

- ・帰宅困難者の受入先の調整(株式会社再春館製薬所等)
- ・上記受け入れ先までのアクセス確保(九州産交や神園交通等)

エアポートセールス部

- ・エアラインと連携した多言語化対応

② 主な連携先

アクセス事業者、委託警備会社、館内事業者、委託清掃会社、エアライン、地方公共団体等

(2) 消火救難班

総合対策本部 B 班(統括:KKIAC 空港運用本部長)の指導下において、緊急事態発生時の消火救難活動及び医療救護活動の支援体制を構築。

① 主な役割

保安防災部

- ・KKIAC 保安防災部次長が、消防司令卓にて、第一保安協会と連携の上、消火救難、避難誘導の指揮命令を実施。

② 主な連携先

消防機関、自衛隊、医療機関、第一保安協会等

(3) 施設班

総合対策本部 B 班(統括:KKIAC 空港運用本部長)の指導下において、空港内外の関係施設の破損状況を把握し、総合対策本部へ適宜報告すると共に、空港復旧に向けた施設改修を実施。

① 主な役割

施設部

- ・滑走路、誘導路、航空灯火などの運用基盤の復旧。
- ・通信、電機、水道等の重要インフラ等、ターミナルの機能維持に努める。

新ビル整備室

- ・施設部からの報告を基に、ゼネコンなど外部機関と連携し、施設改善に努める。

② 主な連携先

関係機関等

(4) 運航班

総合対策本部 B 班(統括:KKIAC 空港運用本部長)の指導下において、エアラインや給油施設等と連携し、72 時間以内の運航再開を目指す。

① 主な役割

運用部

- ・運航再開に向けた場面管理及びスケジュール立案

② 主な連携先

給油施設、エアライン等

(5) 広報班

総合対策本部 C 班(統括:KKIAC 経営企画本部長)の指導下において、外部への情報発信や報道対応の窓口業務全般を実施する。

① 主な役割

経営企画 財務部

- ・旅客、空港関係機関、外部等への情報発信の方針決定
- ・報道関係者対応及び報道会場の設営

② 主な連携先

アクセス事業者、エアライン、館内事業者、地方自治体等

(6) 記録・庶務班

総合対策本部 C 班(統括:KKIAC 経営企画本部長)の指導下において、総合対策本部の行動の記録及び本部構成員に向けた掲示を行う。

また、上記のほかに空港関連事業者及び協力機関から参集した要員からの情報の整理や従業員の安否確認を行う。

① 主な役割

経営企画・総務部

- ・総合対策本部の状況及び対応等の記録、保管、本部内掲示
- ・空港関連事業者及び協力機関の参集要員からの情報収集
- ・自社社員の安否確認

② 主な連携先

空港関連事業者及び協力機関全般

4-5 総合対策本部構成員と主な役割

<総合対策本部 構成員>

運営権者 KKIAC

役割	担当	主要業務
本部長	社長	全般の指揮
副本部長	副社長	本部長補佐及び報道対応責任者 なお、社長不在時は本部長業務を遂行
A 班	営業本部長	旅客・テナント・滞留者対応総括
	エアポート	①空港利用者、滞留者に関する方針・誘導
	セールス部	②入居者(テナント)等対応に関する方針・誘導
	地域連携部	③上記①②に対する備蓄品の提供
	ビル運営部	④避難場所の確保及び誘導
B 班	空港運用本部長	総合対策本部の指揮統括
	保安防災部	①対策本部の指揮進行(本部長代行) ②参集機関への指揮・方針決定 ③立入禁止区域の決定 ④消火救難隊への指揮
	運用部	①航空機運航に関する指揮・方針決定 ②飛行場面に関する情報収集
	施設部 新ビル整備室	①空港内施設、その他施設の被害状況の把握と報告 ②空港内施設、その他設備の維持管理及び復旧業務に関する指揮
C 班	経営企画本部長	広報業務統括
	経営企画	①情報発信内容の指針・方針決定
	財務部	②報道関係対応窓口 ③報道会場の設営
	経営企画 総務部	①状況、対応等の記録、保管、本部内掲示 ②参集機関からの情報収集 ③社員の安否確認

国の行政機関 空港事務所

役割	担当	主要業務
副本部長	空港長	本部長補佐及び管制業務統括 熊本空港事務所職員に対する総括 運営権者の依頼に基づく自衛隊への災害派遣要請
	総務課長	本省、大阪航空局との窓口統括(CAB1 階事務所)
	管制官・管制技術官	

国の行政機関 その他

機関名称	主な連携事項
陸自高遊原分屯地	申し合せに基づく要請による災害派遣活動 総合対策本部への要員派遣等
陸自第 8 師団	自衛隊法第 83 条第 1 項に基づく要請による災害派遣活動 総合対策本部への要員派遣等

地方公共団体・官公庁

機関名称	主な連携事項
熊本県	DMAT(災害派遣医療チーム)の派遣要請 防災ヘリの派遣要請 被害状況の収集及び関係機関への伝達 県の合同対策本部との連携(ホットライン) 総合対策本部への要員派遣やその他の必要な救護支援等
熊本市	市の対策本部との連携(ホットライン)
益城町・菊陽町・大津町・西原村	地域防災計画に基づく活動 空港周辺道路・橋梁の被害状況の確認等
CIQ	国際線ターミナル使用時の協力

警察機関

機関名称	主な連携事項
熊本県警察本部	被災者の救出救護及び避難誘導 被災現場付近、医療活動地域の警戒警ら 遺体の検案及び身元確認・行方不明者の捜索
熊本東警察署	総合対策本部への要員派遣
熊本空港警備派出所	情報の収集並びに関係機関への伝達等 空港周辺道路の交通規制

消防機関

機関名称	主な連携事項
熊本市消防局	被災者の救出活動・救急輸送活動(ヘリ搬送含む) 負傷者へのトリアージ、応急処置
菊池広域連合消防本部	負傷者数の把握と搬送順位の決定 総合対策本部への要員派遣 情報の収集並びに関係機関への伝達等

医療機関

機関名称	主な連携事項
日本赤十字社	医療救護班の派遣と医療救護活動 後方医療機関患者収容体制の整備
熊本県医師会	情報の収集並びに関係機関への伝達等 (県内の被害状況を考慮し、空港内での医療活動が必要であると県が判断した場合)総合対策本部への要員派遣

アクセス事業

機関名称	主な連携事項
JR九州	空港と最寄駅等への交通アクセス支援
九州産交バス	総合対策本部への要員派遣等・物資輸送等

航空会社

機関名称	主な連携事項
エアライン	通訳支援・その他本部からの要請事項等
グランドハンドリング会社	総合対策本部への要員派遣 救援活動のサポート

貨物事業者

機関名称	主な連携事項
フォワーダー	総合対策本部への要員派遣 物資輸送・救援活動のサポート

その他

機関名称	主な連携事項
空港内テナント、 警備会社・給油施設、 清掃会社等	救援活動のサポート

4-6初動対応

(1) 被害状況確認

KKIAC 及び空港関連事業者は、所管する業務に係る死傷者の有無、施設・設備・運用等に関する被害状況の収集に努める。被害状況の確認に伴う調査の方法及び実施体制、報告等については、各空港関連事業者の個別 BCP の定めによる。

なお総合対策本部は、協力機関の被害状況の把握を行う。

(2) 被害状況の報告

KKIAC、空港関連事業者及び協力事業者は、総合対策本部の要請に応じ、指定する連絡先にメール又は電話により、以下の内容について被害状況等を報告する。

- ・発生事象、事象の発生日時、被害状況、復旧見込み
- ・避難状況、航空機の運航状況、その他必要な事項
- ・アクセス事業者は、被害状況に加え自社運行状況(運行中止時には、運行再開予定時刻を本部に情報提供し、空港運用開始時刻と調整)

<総合対策本部 連絡先>

Tel:

Mail:

(3) 国土交通省への報告

KKIAC(保安防災部当直者)は、運用部、施設部当直担当と連携し、死傷者の有無、航空機の運航、空港施設の被害状況、空港関連事業などの状況を把握し、国土交通省航空局に連絡。(第一報は 15 分以内)

(4) 総合対策本部の設置

4-2 に示す設置基準に基づき、総合対策本部を設置する。

KKIAC は、早期参集可能者を確認・指名し、早期の総合対策本部の立ち上げを行う。

総合対策本部の設置場所は熊本空港事務所 2 階の会議室を使用する

※別棟ビル期間中のみでの対応であるため、新ビル完成後は別途設置場所を検討する。

(5) 参集

KKIAC は、自社社員に対し安否確認システムによる安全確認及び緊急連絡網による招集連絡を行う。また、総合対策本部の設置が決まった時点で、空港関連事業者及び協力機関にその旨を通知し、要員派遣が必要な構成員への参集依頼を行う。連絡及び参集依頼は KKIAC からのメール発信によるものとし、参集依頼を受けた構成員は速やかに総合対策本部へ参集する。

なお、各所の事情や空港までのアクセス事由等により直ちに参集が困難な機関に対しては、災害に関する状況及び参集見込みを速やかに連絡することを求めるとともに、以降の連絡体制の確保及び進展に合わせた情報提供を依頼する。

(6) 対応方針の決定

総合対策本部は、発生事象に応じた滑走路の閉鎖、災害時要配慮者を含む滞留者への対応、空港外への避難の必要性、空港施設の復旧、運航再開の見通し等を検討し、必要な対応計画を発動する。

また、対応計画に基づき、外部機関への各種要請を行う。

なお、予見性のある災害が熊本空港に大きな影響を及ぼすことが予想される場合は、事前に総合対策本部を設置する可能性があり、構成員は必要に応じて予め空港内に待機する等の対策を講じる。

事前に設置された場合は、周辺施設の運営予定や空港で発生しうるリスクの洗い出し及び必要に応じて事前対策の手配等を行う。欠航が決定している場合には、運航計画に関する情報や空港内での滞留を未然に防ぐための情報をKKIAC及び航空会社が事前に発信する。

5.対応計画

5-1 基本計画

(1) 避難計画

1) 本計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、旅客ターミナルビル及び制限区域内とする。それ以外の空港内施設は、消防法に基づく避難計画に従い、各施設の施設管理者が、避難誘導を実施する。

2) 被害想定

国内線ターミナルビル(別棟ビル)、国際線ターミナルビル及び空港内諸施設において、天井材の落下、非構造部材の損傷、空調ダクトや窓ガラスの飛散により負傷者が数名発生する。

旅客ターミナルビルに滞在している、約 1,740 人が避難する。

3) 行動目標

人的被害(死亡者、負傷者)を限りなくゼロに近付けるため、空港関連事業者等が連携・協力の上、旅客等の身の安全の確保や、安全な場所への円滑な避難誘導、負傷者の迅速な救出・救護に努める。

避難誘導は、地震発生後 20 分以内に旅客及び来港者及び空港スタッフを交通広場に避難させる。また、サテライトビル火災時には、国内線出発旅客及び空港スタッフは、国内線ターミナルビル(別棟ビル)のエアサイド側のバス乗り場に避難させる。制限区域内の空港スタッフは、できる限り建物から離れて退避する。

なお、負傷者は交通広場に設置する医療救護用テントへ避難させるため、発災後迅速に救護用テントの設営を行う。

4) 避難計画の発動基準

気象庁の緊急地震速報(警報)を発表する条件に準じて、熊本空港周辺で震度 5 弱以上の地震を観測した場合に、「熊本空港における地震に対応する避難計画・早期復旧計画」の避難計画を発動する。

5) 関係機関の役割分担

表 8 避難計画の役割分担(案)

KKIAC(空港ビル会社含む)
【事前対策】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客ターミナルビルの耐震化 ・ 多言語メガホン、自動翻訳機、プラカード、ピクトグラム、拡声器等の準備 ・ 避難誘導の分担 ・ 負傷者搬送用の担架や車いす、救護テントの準備
【災害発生後の役割】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅客ターミナルビル等の避難誘導路の安全性、火災の有無の確認 ・ 避難場所の指定及び避難誘導(必要に応じて館内放送、プラカード、ピクトグラム、拡声器などを活用) ・ 消防救難班が中心となり、負傷者を医療搬送車の救護テントへ搬送
航空会社
【事前の連携事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導場所の事前確認
【災害発生後の連携事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 外国語対応の支援 ・ 避難場所への避難誘導 ・ 機内旅客に対する情報提供
グランドハンドリング
【災害発生後の連携事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 制限区域内スタッフの避難誘導
ビルテナント
【事前の連携事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導場所の事前確認
【災害発生後の連携事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所への避難誘導
CIQ
【事前の連携事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難誘導場所の事前確認
【災害発生後の連携事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所への避難誘導

(2) 滞留者対応計画

1) 被害想定

【地震】

- ・地震の発生により、航空旅客等の旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員を合わせて、空港内で夜間を過ごす滞留者が約 1,300 人発生する。
- ・アクセス交通手段の復旧に時間を要し、滞留者が空港内で最大 24 時間滞在する。

【台風】

- ・アクセス交通手段の復旧に時間を要し、空港内に孤立した職員等 250 名が最大 72 時間滞留する。

【大雪】

- ・滞留者が 200 人発生(旅客等 150 人、対応従業員 50 人)する。
- ・滞留者は最大 24 時間空港に滞在する。

【降灰】

- ・滞留者が 200 人発生(旅客等 150 人、対応従業員 50 人)する。
- ・滞留者は最大 24 時間空港に滞在する。

2) 行動目標

【地震】

- ・避難後、負傷者等への対応にあたるとともに、1 時間以内に滞留者数及び被害状況を把握。
- ・航空機の運航情報およびアクセス交通手段の運行情報を 50 分以内に旅客に提供。
- ・滞留者が多く、別棟ビル及び国際線ビルでの滞留が不可能であると判断される場合には、バス事業者及び滞留先(再春館製薬所、崇城大学)と調整し、速やかに滞留者の輸送を開始する。
- ・航空会社及びアクセス交通事業者と調整し、航空便による流入・流出とアクセス交通による流入・流出の均衡を図り、滞留者の増加を抑制する。

【台風・大雪】

- ・航空便の運航情報、アクセス交通の運行情報、被害状況等を速やかに集約し、空港関連事業者や空港内外の旅客(外国人含む)へ随時発信する。
- ・航空会社及びアクセス交通事業者と調整し、航空便による流入・流出とアクセス交通による流入・流出の均衡を図り、滞留者の増加を抑制する。

3) 関係機関の役割分担

表 9 滞留者対応計画の役割分担(案)

KKIAC(空港ビル会社含む)
【事前対策】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多言語メガホン、自動翻訳機、プラカード、ピクトグラム、拡声器等の準備 ・ 空港職員全般及び旅客対応向けの備蓄品の準備 ・ 滞留候補先との事前調整 ・ 物資確保に係るテナントとの協定締結 ・ 悪天候前の帰宅支援に係る関係者との調整
【災害発生後の役割】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合対策本部で取りまとめた情報を、館内放送、HP、SNS 等のあらゆる手段を活用し、滞留者へ発信 ・ 滞留者数、要配慮者数の取りまとめ及び必要に応じて名簿の作成 ・ 滞留場所の検討及び滞留者誘導の指揮・統括 ・ 電気、上下水道の稼働状況を考慮し、滞留者が使用可能な範囲の制限 ・ 備蓄品等の配布 ■ 地震 <ul style="list-style-type: none"> ・ ビル施設の立入禁止区域の設定、利用者の安全確保 ■ 悪天候(台風・大雪) <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留者対応要員の事前確保(前泊、泊り込み勤務者確保、それらに係る空港関係機関への要請等)
熊本空港事務所
【事前対策】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所職員用の備蓄品の準備
【災害発生後の役割】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊への支援要請 ・ 駐日公館への連絡 ■ 台風・大雪 <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応要員の確保(前泊、泊り込み勤務者確保、それらに係る空港関係機関への要請等)
バス事業者
【事前の連携事項】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留場所候補地(再春館製薬所、崇城大学)への輸送ルートの検討 ・ 悪天候前の旅客帰宅支援
【災害発生後の連携事項】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜、運行状況の確認及び総合対策本部への情報提供 ・ 空港への流入客の抑制 ・ 空港外の滞留候補先(再春館製薬所、崇城大学等)への輸送支援 ■ 悪天候(台風・大雪) <ul style="list-style-type: none"> ・ 天候回復後の旅客帰宅支援
航空会社
【事前の連携事項】
<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員用の備蓄品の準備 ・ 悪天候前の帰宅支援(主に旅客への案内)
【災害発生後の連携事項】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留者への外国語対応の支援 ・ 滞留場所への誘導支援 ・ 施設の臨時点検、運航への影響の確認及び総合対策本部への情報提供 ・ 発着調整(滞留者の増加抑制) ・ KKIAC が行う滞留者名簿作成の支援 ■ 悪天候(台風・大雪) <ul style="list-style-type: none"> ・ 対応要員の確保(前泊、泊り込み勤務者確保、それらに係る空港関係機関への要請等)
ビルテナント
【災害発生後の連携事項】
<ul style="list-style-type: none"> ■ 共通 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難場所への誘導支援 ・ KKIAC からの要請に応じて、滞留者へ提供可能な物資の確保・調達の支援 ■ 地震 <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業継続可否の確認

4) 滞留者対応計画のタイムライン

以下に滞留者対応計画のタイムラインを示す。総合対策本部が設置されない場合又は総合対策本部の設置が遅延した場合は、総合対策本部が実施すべき活動はKKIACが実施する。

【地震】

経過時間	No.	必要な対応	総合対策本部	KKIAC	熊本空港事務所	バス事業者	航空会社	ビルテナント
初動対応での避難が完了し滞留者が発生								
0:00	1	館内放送等による案内		○			○	
	2	必要に応じて外国語対応の支援					○	
0:15	3	ダイバート処理及び着陸機受入中止の調整		○	○		○	
	4	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○					
	5	滞留者数・負傷者数・要配慮者数の確認を開始(必要に応じて名簿の作成に着手)		○			○	
0:30	6	アクセス道路等を含む空港周辺地域の被害状況の情報収集	○					
	7	被害状況に応じ、旅客の立ち入り禁止区域の設定・養生等の対応を開始		○				
1:00	8	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○					
	9	運航/運行情報及び再開見込みを滞留者と総合対策本部へ情報提供				○	○	
1:30	10	滞留者数・負傷者数・要配慮者数を総合対策本部へ報告		○			○	
	11	滞留場所の検討(必要に応じて空港外の滞留先及びバス事業者と調整を開始)		○		○		
	12	空港外への移動方法の検討(鉄道・バスの運行状況で判断)		○		○		
	13	館内放送、HP掲載、SNS等により利用者への情報を発信		○		○	○	
	14	総合対策本部からの情報に基づき空港への旅客輸送を停止				○		
	15	(必要に応じて)自衛隊への支援要請			○			
	16	滞留者へ提供可能な商品の確保(飲食料・雨具等)を要請		○				○
	17	(必要に応じて)電気・上下水道の稼働状況を考慮し、滞留者が使用可能な範囲の制限	○					
1:30	18	適宜、滞留者及び空港関連事業者へ情報発信	○					
2:00	19	滞留場所への移動を開始(空港外への輸送を要する場合にはバス事業者に要請)		○		○		
	20	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○					
3:00	21	滞留者への物資配布の準備		○				
	22	滞留者の概数を駐日公館へ連絡			○			
滞留時及び夜間	23	滞留者への物資配布(空港内での滞留の場合は、航空会社及びビルテナントへ配布の支援を要請)		○			○	○
	24	(必要に応じて)携帯用トイレの配布及び使用の案内		○				
	25	道路啓開状況、周辺宿泊施設の空室状況、航空便及び鉄道の運航/再開見込み等の情報収集	○					
	26	館内放送、HP掲載、SNS等により利用者へ情報発信	○					
翌朝	27	滞留者の帰宅支援	○			○	○	

【台風・大雪】

経過時間	No.	必要な対応	総合対策本部	KKAC	熊本空港事務所	バス事業者	航空会社	ビルテナント
悪天候による滞留者が発生								
悪天候時	1	運航/運行状況に関する情報の収集(関係者は総合対策本部へ情報提供)	○	○		○	○	
	2	滞留者数の把握及び総合対策本部への連絡		○			○	
	3	滞留者の概数を駐日公館に連絡			○			
	4	滞留者数及び道路状況に応じ、空港外の滞留候補先の検討・輸送を実施		○		○	○	
	5	航空便の運航状況に応じて、熊本県(空港ライナー)及びバス事業者へ空港への旅客流入の抑制を要請		○		○		
	6	滞留者へ提供可能な商品(飲食料・雨具等)の確保を要請		○				○
	7	(滞留者がいる場合)滞留者へ物資を配布の準備を開始		○				
	8	順次、滞留者への物資配布(空港内での滞留の場合は、航空会社及びテナントへ配布の支援を要請)		○			○	○
	9	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○					
	10	適宜、館内放送、HP、SNS等により滞留者へ情報発信		○				○
天候回復後	11	増発対応の可否を総合対策本部へ連絡		○				
	12	運航/運行状況と復旧見込み等について情報収集(アクセス事業者は総合対策本部へ情報提供)	○	○		○	○	
	13	道路被害、交通規制等の情報収集	○					
	14	滞留者への運航見込み等の情報発信		○			○	
	15	周辺状況を考慮した発着調整		○			○	
	16	ホテル等の宿泊施設の空室状況を確認		○				
	17	(復旧及び運航再開の長期化が予想される場合)24時間以内に滞留者を空港外へ退避(状況に応じて輸送手段及び輸送先を検討)		○		○	○	
	18	適宜、空港関連事業者へ情報発信		○				
	19	適宜、館内放送、HP、SNS等により滞留者へ情報発信		○				○

【降灰】

経過時間	No.	必要な対応	総合対策本部	KKIAC	熊本空港事務所	バス事業者	航空会社	ビルテナント
降 灰 に よ る 滞 留 者 が 発 生								
0:00	1	運航/運行状況に関する情報の収集(関係者は総合対策本部へ情報提供)	○	○		○	○	
	2	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○					
	3	適宜、館内放送、HP、SNS 等により滞留者へ情報発信		○			○	
1:00	4	滞留者数の把握		○			○	
	5	滞留者の概数を駐日公館に連絡			○			
	6	航空便の運航状況に応じて、熊本県(空港ライナー)及びバス事業者へ空港への旅客流入の抑制を要請		○		○		
	7	運航見通しを考慮し、バス輸送及び鉄道による代替輸送に係る調整		○		○		
2:00	8	代替輸送での滞留者解消見込みを考慮し、空港外の滞留先の検討及び必要に応じて滞留先へ輸送		○		○		
	9	滞留者へ提供可能な商品(飲食料・雨具等)の確保を要請		○				○
3:00	10	(滞留者がいる場合)滞留者へ物資配布の準備を開始		○				
	11	順次、滞留者への物資配布(空港内での滞留の場合は、航空会社及びテナントへ配布の支援を要請)		○			○	○
	12	(復旧及び運航再開の長期化が予想される場合)24 時間以内に滞留者を空港外へ退避(状況に応じて輸送手段及び輸送先を検討)		○		○	○	

(3) 早期復旧計画

1) 被害想定

【地震】

- ・滑走路および誘導路は、横断する県道のトンネル部分において段差が発生し、航空機の離着陸が不可となる。
- ・別棟ビル、国際線ターミナルビル及び空港内諸施設において、天井材の落下、非構造部材の損傷、空調ダクトや窓ガラスの飛散が発生する。

【台風】

- ・引込電柱および送電鉄塔が転倒し、停電が発生する。
- ・場周柵 100m が倒壊する。
- ・樹木、電柱などの倒壊によりアクセス道路が通行止めになる。

【大雪】

- ・積雪深 7cm となる。
- ・積雪により基本施設および構内道路の除雪及び凍結防止剤の散布が必要となる。

【降灰】

- ・降灰量 0.3mm となる。
- ・路面標識の視認性が低下、除灰作業を要する。
- ・送電鉄塔に積もった灰により漏電が発生、安全装置の作動により電力供給が停止され停電する。

2) 行動目標

【地震】

- ・地震発生後極めて早期の段階で救急・救命活動等の拠点機能の確保をする。
- ・地震発生後 72 時間以内に、救援機(緊急物資・人員輸送等)が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧する。
- ・地震発生後 72 時間以内に、民間航空機が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧する。

【台風】

- ・気象が回復後、72 時間以内に、民間航空機が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧する。

【大雪】

- ・気象が回復後、5 時間以内に、民間航空機が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧する。

【降灰】

- ・気象が回復後、5 時間以内に、民間航空機が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧する。

※路面機能の復旧のみの場合は 5 時間以内、施設復旧が伴う場合には 72 時間以内の復旧を目標とする。

3) 関係機関の役割分担

KKIAC(空港ビル会社含む)

【事前対策】

■ 共通

- ・ 施設の復旧に必要な仮設電源、燃料、資機材の確保に係る協力要請及び調整
- ・ 災害応急対策業務に係る関係機関(建設会社等)との協力体制の構築
- ・ 空港アクセス機能損失時や夜間等における資機材や作業員等の輸送手段の検討

■ 地震

- ・ 基本施設の耐震化
- ・ 旅客ターミナルビル及び各主要施設の耐震化

■ 台風

- ・ 基本施設の耐風性能の確保
- ・ 旅客ターミナルビル及び各主要施設の耐風性能の確保
- ・ 施設、設備、車両への事前対策

■ 大雪

- ・ 施設、設備、車両への事前対策(凍結防止剤散布を含む)

■ 降灰(予見性がある場合)

- ・ 施設、設備、車両への事前対策

【災害発生後の役割】

■ 共通

- ・ 基本施設、場周柵等の各主要施設の被害状況の確認
- ・ 空港関係機関からの被害状況の収集・整理
- ・ 空港の被害状況に基づき NOTAM を発出
- ・ ターミナルビル等の被害状況の報告
- ・ 施設の復旧に必要な仮設電源、燃料、資機材の確保に係る協力要請及び調整
- ・ 空港アクセスの運行計画に係る調整
- ・ 航空機の運航計画の調整
- ・ 駐機場等の使用施設の調整

■ 地震

- ・ 負傷者の搬送活動に係る調整
- ・ 救急物資・人員輸送に係る調整
- ・ 損傷施設の段階的な復旧依頼

■ 台風

- ・ 必要に応じて、車両や荷物の破損、浸水等を防止するための注意喚起を実施
- ・ 運航に必要な施設の復旧依頼

■ 大雪

- ・ 除雪作業範囲及び除雪順位の検討
- ・ 除雪の実施依頼

■ 降灰

- ・ 除灰作業範囲及び除灰順位の検討
- ・ 除灰の実施依頼

熊本空港事務所

【事前対策】

- 地震
 - ・ 庁舎、管制塔、無線施設等の管理施設の耐震化
- 台風
 - ・ 庁舎、管制塔、無線施設等の管理施設の耐風性能の確保
- 大雪
 - ・ 施設、設備、車両への事前対策

【災害発生後の役割】

- 共通
 - ・ 庁舎、管制塔、無線施設等の管理施設の被害状況の確認
 - ・ 運航に必要な施設の復旧依頼
 - ・ 施設の復旧に必要な仮設電源、燃料、資機材の確保に係る協力要請及び調整

自衛隊

【事前の連携事項】

- ・ 負傷者の搬送活動、物資輸送に係る調整

【災害発生後の連携事項】

- 共通
 - ・ 負傷者の搬送活動
 - ・ 救援機の運行、物資輸送

警察、消防、医療機関

【事前の連携事項】

- ・ 負傷者の搬送活動に係る調整

【災害発生後の連携事項】

- 共通
 - ・ 負傷者の搬送活動

バス事業者

【災害発生後の連携事項】

- 共通
 - ・ 被害状況、運航見通しの確認・連絡
 - ・ 被害状況に応じた、輸送規模、運行体制による運航計画の調整

航空会社

【災害発生後の連携事項】

- 共通
 - ・ 航空機や GSE 車両、航空機運航に関する設備の被害状況の確認、情報提供
 - ・ 運航再開に向けた調整
 - ・ 運航に必要な施設、設備等の復旧
 - ・ 運航・客室乗務員、地上スタッフ、運航に使用する航空機、地上支援車両の確保
- 地震
 - ・ 旅客動線の確保

グランドハンドリング事業者

【災害発生後の連携事項】

- 共通
 - ・ 航空機や GSE 車両、航空機運航に関する設備の被害状況の確認、情報提供
 - ・ 航空機の運航再開に向けた調整
 - ・ 運航に必要な施設、設備等の復旧
 - ・ 運航・客室乗務員、地上スタッフ、運航に使用する航空機、地上支援車両の確保
 - ・ 運航計画の検討

貨物輸送事業者

【事前の連携事項】

- 地震
 - ・ 救援物資の一時保管場所の調整

【災害発生後の連携事項】

- 地震
 - ・ 救援物資の一時保管場所の調整、確保

4) 早期復旧計画のタイムライン

以下に早期復旧計画のタイムラインを示す。総合対策本部が設置されない場合又は総合対策本部の設置が遅延した場合は、総合対策本部が実施すべき活動はKKIACが実施する。

【地震】

経過時間	No.	必要な対応	総合対策本部	KKIAC	熊本空港事務所	自衛隊	警察	消防	医療機関	バス事業者	航空会社	貨物輸送事業者	グランドハンドリング
地震発生													
0:00	1	基本施設及び場周柵の緊急点検を開始	○										
	2	空港の被害状況に基づきNOTAMを発出	○										
	3	ターミナルビル及び空港事務所庁舎等の被害状況の確認及び総合対策本部へ報告	○	○							○		
0:15	4	早期復旧計画の作成	○										
	5	滞留者数・負傷者数・要配慮者数の確認を開始	○	○							○		
	6	施設の被害状況の確認を開始	○	○							○		○
	7	アクセス道路等を含む空港外周辺地域の被害状況の情報収集	○										
0:30	8	運航業務の状況を総合対策本部(又はKKIAC)へ連絡			○						○		○
	9	ビル施設の緊急点検及び立ち入り禁止区域の設定・養生等の対応を開始	○	○									
1:00	10	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○										
	11	滞留者数・負傷者数・要配慮者数を総合対策本部へ報告	○	○							○		
	12	負傷者の搬送活動に係る調整	○	○		○	○	○	○				
	13	施設の復旧依頼	○	○									
1:30	14	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○										
	15	必要な仮設電源、燃料、資機材の確保に係る協力要請及び調整	○	○									
2:00	16	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○										
	17	負傷者の搬送等に使用する施設の復旧、確認	○	○									
	18	負傷者の搬送等の実施				○	○	○	○				
翌朝 ~72:00	19	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○										
	20	救援物資の一時保管場所の調整、確保	○	○									○
	21	救急物資・人員輸送に係る調整	○	○									
	22	救急物資・人員輸送に使用するスペースの確保、施設の復旧	○	○								○	
	23	民間航空機の運航再開に係る調整	○	○							○	○	○
72:00	24	民間航空機の運航再開に使用するスペースの確保、施設の復旧	○	○							○	○	○
	25	空港アクセスの運行計画に係る調整	○	○						○			
	26	救援機(緊急物資・人員輸送)の運航及び受入後の活動	○	○	○								
	27	民間航空機の運航再開	○	○	○						○	○	○

【台風】

経過時間	No.	必要な対応	総合対策本部	KKAC	熊本空港事務所	航空会社	貨物輸送事業者	グランドハンドリング	ビル施設テナント
台風被害の発生が予見される予報等									
悪天候前	1	施設・設備・車両等への事前対策(飛散防止、屋内退避、暴風対策等)		○	○	○	○	○	
	2	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○						
悪天候時	3	運航/運行状況、交通状況に関して情報収集	○						
	4	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○						
天候回復時	5	必要に応じて、車両や荷物の破損、浸水等を防止するための注意喚起を実施		○					
	6	空港内の被害状況を確認		○	○	○		○	○
	7	空港の被害状況に基づきNOTAMを发出		○					
	8	工事会社等への復旧支援要請		○					
	9	運航/運行状況、交通状況に関して情報収集	○						
	10	周辺状況を考慮した発着調整		○		○			
	11	復旧に向けた情報収集(気象情報、運航情報等)		○		○			
	12	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○						
	13	運航再開	○	○	○	○	○	○	○

【大雪】

経過時間	No.	必要な対応	総合対策本部	KKAC	熊本空港事務所	航空会社	貨物輸送事業者	グランドハンドリング	ビル施設テナント
台風被害の発生が予見される予報等									
悪天候前	1	施設・設備・車両等への事前対策(屋内退避等)		○	○	○	○	○	
	2	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○						
悪天候時	3	運航/運行状況、交通状況に関して情報収集	○						
	4	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○						
	5	必要に応じて、車両や荷物の破損、浸水等を防止するための注意喚起を実施		○					
	6	運航への影響を確認し、除雪作業範囲及び除雪順位の検討	○						
	7	除雪範囲に応じたNOTAMを发出		○					
天候回復時	8	除雪の実施要請		○					
	9	空港内の被害状況を確認		○	○	○		○	○
	10	工事会社等への復旧支援要請		○					
	11	除雪順位に基づき、除雪の継続		○					
	12	運航/運行状況、交通状況に関して情報収集	○						
	13	周辺状況を考慮した発着調整		○		○			
	14	復旧に向けた情報収集(気象情報、運航情報等)		○		○			
	15	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○						
	16	運航再開	○	○	○	○	○	○	○

【降灰】

経過時間	No.	必要な対応	総合対策本部	KKAC	熊本空港事務所	航空会社	貨物輸送事業者	グランドハンドリング	ビル施設テナント
降灰被害の発生が予見される予報等									
悪天候前	1	施設・設備・車両等への事前対策(屋内退避等)		○	○	○	○	○	
	2	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○						
悪天候時	3	運航/運行状況、交通状況に関して情報収集	○						
	4	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○						
	5	必要に応じて、車両や荷物の破損等を防止するための注意喚起を実施		○					
	6	運航への影響を確認し、除灰作業範囲及び除灰順位の検討		○					
	7	除灰範囲に応じたNOTAMを発出		○					
	8	除灰の実施要請		○					
天候回復時	9	空港内の被害状況確認		○	○	○		○	○
	10	除灰順位に基づき、除灰の継続		○					
	11	運航/運行状況、交通状況に関して情報収集	○						
	12	周辺状況を考慮した発着調整		○		○			
	13	復旧の運用に向けた情報収集(気象情報、運航情報等)		○		○			
	14	適宜、空港関連事業者へ情報発信		○					

5-2 機能別対応計画

(1) 電力機能喪失時対応計画

1) 被害想定

【地震】

- ・ 空港南部の県有地に位置する電柱の倒壊により停電が発生、復旧に約1日を要する。

【台風】

- ・ 空港南部の県有地に位置する電柱の倒壊及び空港への送電鉄塔の倒壊により停電が発生、復旧に約3日を要する。

【降灰】

- ・ 送電鉄塔に積もった灰により漏電が発生、安全装置の作動により電力供給が停止され停電。

2) 行動目標

【地震・降灰】

- ・ 停電発生後、すみやかに非常用電源に切り替えるとともに、必要な燃料及び協力機関を手配し24時間電力を確保する。
- ・ 滞留者対応及び空港機能維持のために最低限必要となる施設の稼働を維持する。

【台風】

- ・ 停電発生後、すみやかに非常用電源に切り替えるとともに、必要な燃料及び協力機関を手配し72時間電力を確保する。
- ・ 滞留者対応に必要な施設の稼働は24時間の維持を目標とする。(24時間以内に旅客を空港外へ退避させる手段を確保。)
- ・ 空港機能維持に必要な灯火無線施設や搭乗手続きに最低限必要となる施設は天候回復後すぐの使用が可能となるよう、稼働を維持することを目標とする。

3) 関係機関の役割分担

表 10 電力機能喪失時対応計画の役割分担(案)

KKIAC(空港ビル会社含む)	
【事前対策】	<ul style="list-style-type: none"> 非常用電源燃料の調達ルート調整・確保 携帯電話用モバイルバッテリー等の準備
【災害発生後の役割】	<ul style="list-style-type: none"> 電気施設の復旧及び維持に係る外部機関への支援要請(各種緊急点検、非常用電源用燃料の調達、非常用発電機メーカーへの連続稼働に係る点検要請等) 電力事業者に対する定期的な被害状況及び復旧見込みの確認 滞留者の携帯電話充電環境の確保
熊本空港事務所	
【事前対策】	<ul style="list-style-type: none"> 非常用電源燃料の調達ルート調整・確保
【災害発生後の役割】	<ul style="list-style-type: none"> 非常用発電機の稼働確認と管制(無線施設の稼働含む)の継続確保 電気施設の復旧に係る外部機関への支援要請 (必要に応じて)航空局へ可搬型発電装置の搬入を要請
航空会社	
【事前の連携事項】	<ul style="list-style-type: none"> 停電時の業務継続方法の検討
【災害発生後の連携事項】	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の停電や被害状況及び運航業務への影響を確認し、総合対策本部への報告
グランドハンドリング	
【事前の連携事項】	<ul style="list-style-type: none"> 停電時の業務継続方法の検討
【災害発生後の連携事項】	<ul style="list-style-type: none"> 所管施設の停電や被害状況及び運航業務への影響を確認し、総合対策本部への報告

4) 電力喪失時対応計画のタイムライン

以下に電力喪失時対応計画のタイムラインを示す。総合対策本部が設置されない場合又は総合対策本部の設置が遅延した場合は、総合対策本部が実施すべき活動はKKIACが実施する。

経過時間	No.	必要な対応	総合対策本部	KKIAC	熊本空港事務所	航空会社	グランドハンドリング
自然災害により商用電源が停電							
0:00	1	商用電源停止時刻及び非常用電源稼働開始時刻を確認し、総合対策本部へ報告		○			
	2	管制塔に商用電源停止の旨を連絡し、管制機能の状況及び運用への支障の有無を確認	○				
	3	非常用発電機による航空保安施設の稼働状況等を確認する		○	○		
	4	(非常用発電機が被災した場合)航空局へ可搬型発電装置(無線、灯火用)の搬入要請を行う			○		
	5	電力会社に、障害状況および復旧見込みの情報提供を依頼	○				
0:15	6	運航業務に必要な電気設備等の稼働状況を総合対策本部(又はKKIAC)へ連絡			○	○	○
1:00	7	電力復旧の見込み、備蓄燃料の残量を総合対策本部へ報告		○			
	8	周辺の燃料取扱事業者へ非常用発電機用の燃料(A重油、軽油)の供給依頼を検討	○	○			
	9	電力及び上下水道の復旧見込み、滞留者数等を考慮し以後の対応方針を検討(滞留場所の電力確保が不可能な場合は滞留者対応計画に則り、空港外の滞留候補地への輸送を検討)	○				
1:30	10	(必要に応じて)仮設電源、燃料の搬入に係る外部への要請		○	○		
翌朝	11	(可搬型発電装置を要請した場合)可搬型発電装置の搬入、給電開始			○		
電力復旧時	12	復旧後に、総合対策本部(又はKKIAC)より、空港関連事業者へ復旧した旨の情報発信を行う。	○				

(2) 通信機能喪失時対応計画

1) 被害想定

- ・地震の発生により電話(固定、携帯)が利用しづらい状況が発生、ターミナルビルの Wi-Fi サービスが停止。

2) 行動目標

- ・72 時間以内に通信環境を確保

3) 関係機関の役割分担

表 11 通信機能喪失時対応計画の役割分担(案)

KKIAC(空港ビル会社含む)	
【事前対策】	<ul style="list-style-type: none"> ・通信機能喪失時に連絡する窓口(固定電話、携帯電話、通信回線等)の確認 ・要員が使用するための衛星電話の準備
【災害発生後の役割】	<ul style="list-style-type: none"> ・通信事業者から共有される被害状況の取りまとめ・空港内旅客及び空港関連事業者への発信(機能している通信インフラを使用)
熊本空港事務所	
【事前対策】	<ul style="list-style-type: none"> ・要員が使用するための衛星電話の準備
【災害発生後の役割】	<ul style="list-style-type: none"> ・移動基地局車・移動基地局ヘリの要請

4) 通信機能喪失時対応計画のタイムライン

以下に通信機能喪失時対応計画のタイムラインを示す。総合対策本部が設置されない場合又は総合対策本部の設置が遅延した場合は、総合対策本部が実施すべき活動は KKIAC が実施する。

経過時間	No.	必要な対応	総合対策本部	KKIAC	熊本空港事務所
自然災害により、電話の利用障害が発生、Wi-fi サービスの停止					
0:00	1	通信設備の点検及び総合対策本部へ被害状況の報告		○	○
0:15	2	館内放送、デジタルサイネージ、HP、SNS 等により利用者等への案内(被害状況、ターミナルビル内の Wi-Fi 復旧方法及び利用方法等)		○	
1:00	3	通信インフラの復旧状況を総合対策本部へ報告		○	
	4	故障機器の復旧作業		○	
	5	移動基地局車・移動基地局ヘリを要請			○
状況に応じて	6	移動基地局車を展開	○		
通信復旧時	7	復旧後に、総合対策本部(又は KKIAC)より、空港関連事業者へ復旧した旨の情報発信を行う。	○		

(3) 上下水道機能喪失時対応計画

1) 被害想定

- ・地震の発生により上水に使用する地下水に濁りが発生し上水の供給が停止
- ・電力供給の停止により空港内の浄化槽及び中継ポンプの機能が停止

2) 行動目標

- ・上水機能及び下水道機能の 72 時間の確保、もしくはそれと同等の備蓄品(飲料水と簡易トイレ等)を確保する。
- ・断水発生後すみやかに益城町へ連絡し、雑排水用として濁った状態での給水再開を要請する。
- ・益城町及び自衛隊に協力を要請し給水車を手配する。
- ・飲料水は備蓄品の配布により対応、必要に応じて手洗いはウェットティッシュ等を活用し極力水を使わない対応の実施について旅客等へ案内する。

3) 関係機関の役割分担

表 12 上下水道機能喪失時対応計画の役割分担(案)

KKIAC(空港ビル会社含む)
【事前対策】
・ 衛生設備の非常用発電機の設置
・ 備蓄品(飲料水、携帯トイレ等)の準備
【災害発生後の役割】
・ 益城町への給水継続可否の確認及び復旧に要する調整
・ 受水槽の保有水料の確認及び総合対策本部への連絡
・ 上下水道機能の確保状況を考慮し、上水およびトイレの使用範囲の制限とその情報発信
・ 益城町への給水車の派遣要請
・ (復旧に長期間を要することが見込まれる場合)簡易トイレ設営の調整
熊本空港事務所
【事前対策】
・ 飲料水、携帯トイレ等の準備
【災害発生後の役割】
・ 自衛隊への給水車の派遣要請
空港関連事業者
【事前の連携事項】
・ 飲料水、携帯トイレ等の準備
【災害発生後の連携事項】
・ 上水使用制限への対応
・ トイレ使用制限への対応

4) 上下水道機能喪失時対応計画のタイムライン

以下に上下水道機能喪失時対応計画のタイムラインを示す。総合対策本部が設置されない場合又は総合対策本部の設置が遅延した場合は、総合対策本部が実施すべき活動は KKIAC が実施する。

経過時間	No.	必要な対応	総合対策本部	KKIAC	熊本空港事務所	空港関連事業者
自然災害による被害発生						
0:00	1	上下水道施設の被害状況及び稼働状況を確認し総合対策本部へ連絡(空港関連事業者は情報共有)		○	○	○
0:15	2	空港関連事業者へ情報発信	○			
	3	益城町へ給水施設の被害状況及び給水継続可否を確認		○		
	4	旅客等へ情報発信		○		
1:00	5	上下水道機能の確保状況を考慮し、上水及びトイレの使用範囲の制限を検討		○		
	6	給水の復旧見込みを益城町へ確認し、総合対策本部へ報告		○		
	7	衛生設備の復旧見込み、滞留者数等を考慮し以後の対応方針を検討(電力の復旧と関連)	○			
1:30	8	(必要に応じて)旅客及び空港関連事業者に向けて、トイレの使用制限の情報発信を行う	○			
状況に応じて	9	益城町及び自衛隊に給水車の派遣要請(KKIACは益城町へ、熊本空港事務所は自衛隊へ要請)		○	○	
滞留時および夜間	10	(必要に応じて)携帯用トイレの配布及び使用の案内		○		
48:00	11	(復旧の長期化が予測される場合)陸路の輸送状況を確認し、簡易トイレ設営の調整を開始		○		
3日目	12	簡易トイレ設営		○		
給水機能復旧時	13	復旧後に、総合対策本部(又は KKIAC)より、空港関連事業者へ復旧した旨の情報発信を行う。	○			
下水機能復旧時	14	復旧後に、総合対策本部(又は KKIAC)より、空港関連事業者へ復旧した旨の情報発信を行う。	○			

(4) 燃料供給機能喪失時対応計画

1) 被害想定

- ・地震の発生により給油施設の燃料タンク T-2 が損傷し、燃料供給が停止。
- ・GSE車両用の燃料が枯渇。

2) 行動目標

【JETA-1(ジェット燃料)】

- ・従来 10 日分の燃料(約 1,600KL)が確保されているが、T-2 タンクの破損により燃料の在庫が半分以下となる。燃料の使用は緊急輸送機などを優先する。
- ・民航機へは総合対策本部(もしくは KKIAC)より、タンカリング(往復分の燃料を搭載した状態での)運航を要請する。

【AVGAS(セスナ燃料)】

- ・給油に必要となる計量器及びポンプへの被害が無ければ地上タンクに残っている燃料を使用し給油機能を維持する。
- ・上記施設が使用できない場合は、燃料配達車に搭載の在庫を使用する。

【軽油、ガソリン(車両用)】

- ・給油に必要となる計量器及びポンプへの被害が無ければ地下タンクに残っている軽油及びガソリンを使用し、給油機能を維持する。
- ・上記の施設が使用できない場合は、燃料配達車に搭載の在庫を使用しつつ、近傍の販売店から燃料の調達を実施し給油機能の維持を試みる。

3) 関係機関の役割分担

表 13 燃料供給機能喪失時対応計画の役割分担(案)

KKIAC(空港ビル会社含む)
【事前対策】
・燃料仕入れルートの事前調整
【災害発生後の役割】
・熊本空港給油施設(株)へ被害状況、安全確認結果及び営業継続可否の確認
・空港周辺の燃料取扱い事業者の被害状況及び燃料供給可否の確認
・燃料配達車に搭載されている燃料在庫量の確認
・燃料の残量を考慮して、航空会社へタンカリング運航の要請
・支援機への給油に係る調整
・必要な燃料、資機材の確保に係る協力要請及び調整
熊本空港事務所
【事前対策】
・燃料仕入れルートの事前調整
【災害発生後の役割】
・必要な燃料、資機材の確保に係る協力要請及び調整
航空会社
【事前の連携事項】
・給油機能喪失時の対応策の検討、課題の抽出及び空港会社との事前調整
【災害発生後の連携事項】
・タンカリング運航に係る調整
グランドハンドリング
【事前の連携事項】
・GSE 車両への小まめな給油
【災害発生後の連携事項】
・GSE 車両に搭載されている燃料の在庫量の確認及び総合対策本部への情報提供

4) 燃料供給機能喪失時対応計画のタイムライン

以下に燃料供給機能喪失時対応計画のタイムラインを示す。総合対策本部が設置されない場合又は総合対策本部の設置が遅延した場合は、総合対策本部が実施すべき活動は KKIAC が実施する。

経過時間	No.	必要な対応	総合対策本部	KKIAC	熊本空港事務所	航空会社	グランドハンドリング
自然災害による被害発生							
0:00	1	熊本空港給油施設(株)に被害状況、各種燃料(JETA-1、軽油)の供給可否を確認し、総合対策本部へ報告		○			
	2	周辺の燃料取扱い事業者に被害状況及び燃料供給の可否を確認し、総合対策本部へ報告(対象燃料: JETA-1、軽油)		○			
	3	燃料配達車及び GSE 車両に搭載されている燃料在庫量の確認及び総合対策本部へ報告				○	○
0:30	4	給油施設の被害状況及び給油能力の低下状況を考慮し、航空会社へタンカリング運航を要請		○			
1:00	5	(必要に応じて)タンカリング運航に係る調整				○	
	6	空港内給油施設及び近隣の給油事業者の被害状況等を踏まえ、以降の対策を検討	○				
	7	復旧までの燃料の手配及び運用方法について、熊本空港給油施設(株)と調整を行う。		○			
燃料供給機能復旧時	8	復旧後に、総合対策本部(又は KKIAC)より、空港関連事業者へ復旧した旨の情報発信を行う。	○				

(5) 空港アクセス機能喪失時対応計画

1) 被害想定

【地震】

- ・ 国道 443 号線が交通規制、九州道の益城熊本空港 IC 付近において盛土法面の崩壊により通行止め、構内道路には一部クラックが生じ交通規制。これらの被害の応急復旧に約 1 日を要する。
- ・ 地震又は台風の発生により、九州新幹線全線が運休、在来線は豊肥線が運休。

【台風】

- ・ アクセス道路の樹木、電柱等が倒壊し通行止めとなる。本復旧に 3 日以上を要する。

【大雪】

- ・ アクセス道路の凍結等によりバスが運休、天候回復まで運行を見合わせ。

2) 行動目標

- ・ 24 時間以内にタクシーもしくはバスでの輸送手段を確保し、滞留者を空港外へ輸送する。
- ・ 復旧が見込まれない場合は、熊本空港事務所と調整し、自衛隊による空港外への輸送活動を 24 時間以内に開始する。
- ・ 鉄道が運行を継続、かつアクセス道路が使用できない場合においては、バスの増発やタクシーの増車により、最寄り鉄道駅への輸送を実施。

3) 関係機関の役割分担

表 14 空港アクセス機能喪失時対応計画の役割分担(案)

KKIAC(空港ビル会社含む)
【事前対策】 <ul style="list-style-type: none">・ バス事業者の運航規程の把握と連絡体制の事前調整・ 空港アクセス事業者との協力協定の締結・ アクセス道路不通時の代替ルートの検討(バス事業者と調整)
【災害発生後の役割】 <ul style="list-style-type: none">・ 道路啓開、バス運行見通しを踏まえ、エアラインと発着に係る調整、必要に応じて着陸制限・ 空港外への移動方法の検討(必要に応じて自治体に協力要請)・ 空港への流入者抑制の要請・ (必要に応じて)空港外への滞留者輸送のためのバス増発の要請・ 滞留者の帰宅支援
熊本空港事務所
【事前対策】 <ul style="list-style-type: none">・ 陸上自衛隊高遊原駐屯地との相互協力協定の締結
【災害発生後の役割】 <ul style="list-style-type: none">・ (必要に応じて)自衛隊への支援要請
道路管理者(熊本県、益城町、菊陽町、大津町、高速道路管理者)
【災害発生後の連携事項】 <ul style="list-style-type: none">・ 各組織が管理する道路(空港アクセス道路と周辺道路)の被害状況及び交通規制に関する情報提供・ 夜間の道路啓開、交通規制等に係る情報提供
警察
【災害発生後の連携事項】 <ul style="list-style-type: none">・ 道路の被害状況に関する情報収集と交通整規制の実施・ 交通規制等に係る情報提供

バス事業者
【事前の連携事項】 ・アクセス道路不通時の代替ルートの検討(KKIAC と調整)
【災害発生後の連携事項】 ・被害状況及び運行状況(再開見込みを含む)の確認と総合対策本部への情報提供
鉄道会社
【災害発生後の連携事項】 ・被害状況及び運行状況(再開見込みを含む)の確認と総合対策本部への情報提供
航空会社
【災害発生後の連携事項】 ・発着調整(アクセス道路の復旧状況を見て判断)、着陸制限への対応 ・被害状況及び運航状況(再開見込みを含む)の確認と総合対策本部への情報提供

4) 空港アクセス機能喪失時対応計画のタイムライン

以下に空港アクセス機能喪失時対応計画のタイムラインを示す。総合対策本部が設置されない場合又は総合対策本部の設置が遅延した場合は、総合対策本部が実施すべき活動は KKIAC が実施する。

経過時間	No.	必要な対応	総合対策本部	KKIAC	熊本空港事務所	道路管理者	警察	バス事業者	鉄道会社	航空会社
自然災害発生による被害発生										
0:00	1	アクセス道路等を含む空港周辺地域の被害状況及び交通規制に関する情報提供					○	○	○	○
0:30	2	航空便の運航状況、バス及び鉄道の運行状況及び被害状況を集約し、空港関連事業者及び旅客へ情報発信	○							
1:00	3	運航/運行情報及び再開見込みを総合対策本部へ情報提供							○	○
	4	空港外への移動方法の検討(鉄道・バスの運行状況及び道路啓開状況で判断)		○					○	
	5	(必要に応じて)自衛隊への支援要請			○					
	6	(状況に応じて)空港外への旅客輸送のためのバス増発便の手配を要請		○						
	7	(状況に応じて)KKIACからの要請を踏まえ、バス増発に係る所要の調整を実施							○	
2:00	8	代替ルートでの旅客のバス輸送又は、空港外の滞留場所への移動を開始(空港外への輸送を要する場合にはバス事業者により実施)		○					○	
	9	増発便の手配可否の確認(バス事業者は総合対策本部へ情報提供)	○						○	
	10	バスの運行本数を考慮した発着調整、着陸制限への対応								○
発災当日の夕方	11	夜間の道路啓開、交通規制等に係る情報提供					○	○		
滞留時及び夜間	12	道路啓開状況、周辺宿泊施設の空室状況、航空便及び鉄道の運航/運行再開見込み等の情報収集	○							
状況に応じて	13	バスの運行再開に合わせ、旅客の案内・誘導を実施する。(館内放送・拡声器・プラカード・ピクトグラム等で対応)航空会社は必要に応じて外国語対応を支援する。		○						○
アクセス復旧時(24時間以内)	14	滞留者の帰宅支援	○						○	○

(6) 貨物施設復旧計画

1) 被害想定

- ・ 貨物施設のトラックヤードの舗装にひび割れおよび段差が発生。
- ・ 貨物ビル施設のシャッター破損。
- ・ 地下埋設型計量器の精度が低下し、貨物業務に支障が発生。

2) 行動目標

- ・ 自然災害発生後、72 時間以内に貨物施設機能を回復。
- ・ アクセス道路の復旧及び輸送経路の確保がされ次第、すみやかに福岡空港に貨物を搬出及び輸送を実施。
- ・ 他空港への輸送が困難な滞留貨物については、自然災害発生後の運営開始に支障が無いよう、エアラインとフォワーダー間で調整するよう空港会社より要請する。

3) 関係機関の役割分担

表 15 貨物復旧計画の役割分担(案)

KKIAC(空港ビル会社含む)
【事前対策】
・ 貨物ビル施設及び計量器の耐震化
・ シャッター等の暴風対策
【災害発生後の役割】
・ 貨物施設の被害状況の確認及び臨時点検の実施
・ 航空会社及び貨物輸送事業者と被害状況や貨物の滞留状況の情報共有
・ 貨物機能維持に係る各所との調整を統括
・ 貨物施設の応急復旧対応
・ 貨物施設での救援物資の一時保管に必要となる調整
航空会社
【事前の連携事項】
・ 貨物コンテナ飛散防止対策(複数個連結、貨物施設内へ退避等)
【災害発生後の連携事項】
・ 貨物施設の被害状況の確認及び臨時点検の実施
・ KKIAC 及び貨物輸送事業者と被害状況や貨物の滞留状況の情報共有
・ 貨物機能の維持及び復旧に必要な各所との調整
・ 運航状況及び復旧見通しを総合対策本部へ情報提供
・ 必要に応じて、貨物の汚損防止に有効な対応の実行
・ 救援物資一時保管に必要となる調整
貨物輸送事業者
【事前の連携事項】
・ 災害時の連絡調整先の事前調整
・ 熊本空港被災時の代替空港の検討
【災害発生後の連携事項】
・ KKIAC 及び航空会社との被害状況や貨物の滞留状況の情報共有
・ 必要に応じて、貨物の汚損防止に有効な対応の実行
・ 貨物施設での救援物資一時保管に必要となる調整
グランドハンドリング
【事前の連携事項】
・ 予見性のある災害時の、GSE 車両避難先の検討
【災害発生後の連携事項】
・ 運航状況及び復旧見通しを総合対策本部へ情報提供
・ 必要に応じて、貨物の汚損防止に有効な対応の実行
・ 貨物施設での救援物資一時保管に必要となる調整

4) 貨物施設復旧計画のタイムライン

以下に貨物施設復旧計画のタイムラインを示す。総合対策本部が設置されない場合又は総合対策本部の設置が遅延した場合は、総合対策本部が実施すべき活動はKKIACが実施する。

経過 時間	No.	必要な対応	総合 対策 本部	KKIAC	航空 会社	貨物 輸送 事業者	グ ラ ン ド ハ ン ド リ ン グ
自然災害発生による被害発生							
0:00	1	総合対策本部の設置及び空港関連事業者へ招集連絡		○			
0:15	2	国土交通省航空局及び大阪航空局への第一報	○	○			
	3	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○				
	4	貨物施設の被害状況の確認・臨時点検を開始		○	○		
	5	被害および帯貨状況に係る情報共有		○	○	○	
	6	アクセス道路等を含む空港周辺地域の被害状況の情報収集	○				
0:30	7	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○				
1:00	8	運航/運行情報及び再開見込みを総合対策本部へ情報提供			○		○
	9	必要に応じて、滞留貨物などの汚損を防止するための措置を実施			○	○	
1:30	10	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○				
	11	貨物施設の応急復旧を工事会社等へ協力要請		○			
2:00	12	貨物施設の運用について調整		○	○	○	○
	13	適宜、空港関連事業者へ情報発信	○				
翌朝	14	貨物施設の応急復旧対応		○	○		
翌朝	15	貨物施設での救援物資一時保管に必要となる調整		○	○	○	○

5-3 役割分担に関する協定

1) 想定される自然災害の種類と被災想定

「2 被害想定」に記載の自然災害および被害を想定する。

2) 行動目標

- ・KKIAC と国土交通省大阪航空局熊本空港事務所がそれぞれ果たすべき役割を担いながら、連携・協同して対処。
- ・迅速な対応が求められる状況においては、両者の連携のもと関係機関等への協力を仰ぎ、事態に対して一体的に対応にあたる。
- ・被害が激甚化し KKIAC だけの対応では体制が不十分である場合においては、両者の持てる最大限のリソース(県外組織、リエゾン等)を活用し、支援要請等の調整を行い両者共同で体制構築に努める。

3) 設置(国土交通省)と運営権者の役割分担

① 基本的な役割分担

- ・運営権者(KKIAC)は、国や空港関係機関等と連絡・連携を図りつつ、危機管理を含めた空港運営全般に係る緊急措置・対応(基本施設及びビル施設の復旧、緊急対応、調整等)の統括指揮及び関係者が講じる緊急措置・対策への主体的な支援を行う。
- ・設置者(国土交通省)は、運営権者(KKIAC)による取組を推進するため、関係機関等との調整や協力要請を支援する。

② 通常の役割分担では対処困難なケース

- ・KKIACによる対応では復旧作業が遅れ、復旧を急ぐために特別な対応が必要となる場合は、国の主導により関係機関の協力体制を確保し、資機材・人員の投入等の支援を受ける。
- ・空港機能回復の遅れや一部機能の回復が困難な状況において、エアラインやハンドリング事業者、貨物関連事業者等との特別な調整・対応が必要となる場合は、国等の関係機関の協力を得て、有効な取組を実現する。

6. 外部機関との連携

(1) 災害時における外部機関との連携方針

空港関連事業者及び空港外関係機関とは下記の連携が想定される。

表 16 外部機関との連携方針

連携先	連携方針
建設会社	・ 災害時の復旧支援の要請
医療機関	・ 救急患者発生時の対応の要請
物販テナント	・ 備蓄品の不足が予想される場合の食品や防災商品(雨具、防寒具、うちわなど)の供給の要請
宿泊施設	・ 滞留者及びスタッフの休息場所の提供要請
スポンサー企業	・ 支援要員の派遣要請

(2) その他連携方針

総合対策本部構成員および関係機関は、KKIAC が実施する災害対策訓練等に参加し、平常時から顔の見える関係を構築し災害時の対応を円滑にする関係性の構築に努める。

7. 情報集約・発信

(1) 情報集約

総合対策本部は、各空港関係機関から被害状況等に関する情報を収集する。総合対策本部は収集した情報を集約・整理・記録を行う。

表 17 各機関から収集する事項

組織	主な確認・連絡事項	収集担当班
全組織共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 参集の可否 ・ 対応体制 ・ 必要とする支援の内容 ・ これらによらず被災状況や必要性に応じて連絡（避難状況等） 	旅客・テナント・滞留者対応班
KKIAC	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本施設の被害状況（航空灯火施設含む） ・ クリーンエリア維持の可否（場周柵の被害、立哨警備員の安否等） ・ ターミナルビルの被害状況（給水、衛生設備を含む） ・ 道路駐車場の被害状況 ・ 停電の有無 ・ 工事現場及び工事関係者の被害状況 	施設班
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞留者数の把握状況（要配慮者数含む） ・ 空港関連事業者の被害状況（テナント等） ・ 職員の被害状況・死傷者の有無 	旅客・テナント・滞留者対応班
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貨物搬送に関する情報 	運航班
空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務所職員の被害状況・死傷者の有無 ・ 管制塔の被害状況・運航の可否 ・ 空港無線施設等の被害状況 	
熊本県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港周辺道路・橋梁の被災状況 ・ ヘリ運航による空港使用の見通し 	旅客・テナント・滞留者対応班
周辺自治体 （益城町、菊陽町、大津町、西原村）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港周辺道路・橋梁の被災状況 ・ 上水施設の稼働状況、復旧見通し、空港への給水車出動の可否 ・ 下水施設の稼働状況、復旧通し 	旅客・テナント・滞留者対応班
県警	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路規制状況 	旅客・テナント・滞留者対応班
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空港近傍の被災状況 ・ ヘリ運航による空港使用の見通し 	消火救難班
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者等の受入可否 	消火救難班
アクセス事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運行継続の可否、復旧見通し・予定時刻 	旅客・テナント・滞留者対応班
航空会社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運航継続の可否、復旧見通し・予定時刻 ・ 滞留者数の把握状況（要配慮者数含む） 	運航班 旅客・テナント・滞留者対応班

※上記によらず、新たな事実が確認された場合には随時情報共有を行う。

(2) 情報の発信

1) 情報発信主体

総合対策本部の広報班が発信主体となり、旅客及び関係者へ情報発信を行う。

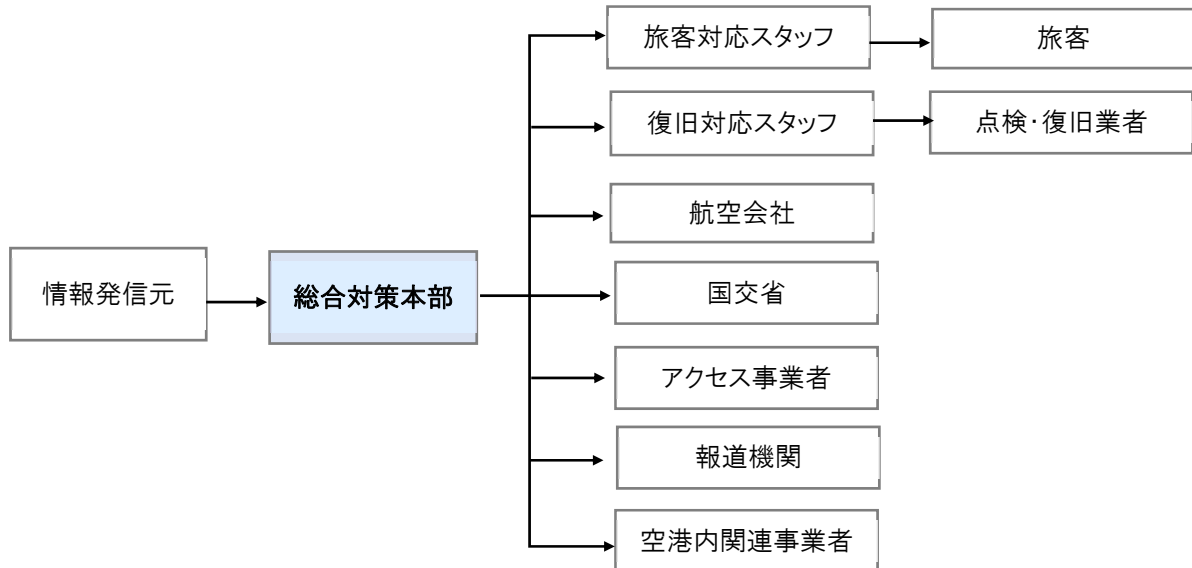


図 1 情報発信の系統図(案)

2) 情報発信の方針・手段・内容

① 旅客向けの情報発信

総合対策本部の旅客・テナント・滞留者対応班は旅客対応スタッフを通して、避難誘導・空港運用・アクセス機能・備蓄品配布等の情報発信を行う。

スタッフから旅客への伝達には、館内放送、ピクトグラムを活用したプラカード、多言語拡声器、翻訳機、熊本空港ホームページ、SNS(Twitter)などを利用する。外国人への対応は、外国語対応が可能なスタッフを優先的に伝達の現場に派遣するほか、AI 通訳機などを利用する。

② 復旧に向けた情報発信

総合対策本部の施設班は復旧対応スタッフを通して、被害状況、点検・復旧の対象施設および優先順位、立入禁止エリアなどの情報発信を行う。

③ 航空会社への情報発信

総合対策本部の旅客・テナント・滞留者対応班は、熊本空港に向けて出発済みの航空機及び搭乗旅客に対する情報提供を目的とし、空港の状況及びアクセス交通の状況について航空会社への情報発信を行う。

④ 国交省への情報発信

総合対策本部の広報班は、報道機関向けのプレスリリースに先立ち空港の被害状況を国土交通省航空局の担当者へ報告する。大規模自然災害発災の概ね 30 分後と 90 分後に官房長官会見が実施されることを想定し、下記の情報発信を行う。なお、迅速な情報共有が求められるため、電話またはメールでの情報発信を基本とする。

■ 発災後 15 分以内

- ・ 被害の概況
- ・ 初動対応(避難、運航制限、総合対策本部の設置・参集等)の状況
- ・ 負傷者等に関する情報

■ 発災後 30 分以内

- ・ 熊本空港において観測された最大災害規模(震度、風速等)
- ・ 基本施設(滑走路・誘導路・エプロン)の被害状況
- ・ 無線施設・航空灯火の被害状況
- ・ 空港の運用状況
- ・ 空港内での死傷者情報の有無
- ・ インフラ稼働に係る速報(停電、断水)
- ・ その他関連する情報

■ 発災後 90 分以内

- ・ 上記の情報の続報
- ・ ビル施設の被害状況
- ・ 運航予定及び復旧見込み、影響する便数
- ・ その他関連する状況(滞留者数、アクセス交通など)

※以降、上記及びそれに限らず必要であると判断される情報の進展に合わせ適宜発信を行う。

⑤ アクセス事業者への情報発信

総合対策本部の旅客・テナント・滞留者対応班は、滞留者数、空港の運用状況、航空機の運航状況及び見通し、これらを踏まえた旅客輸送の方針について情報発信を行う。

特に航空機の運航停止時においては、旅客の滞留解消と空港に新規に来る旅客の抑制が必要となるため、輸送方針について迅速に決定し、アクセス事業者向けに発信を行う。

⑥ 報道機関への情報発信

総合対策本部の広報班は、下記情報を報道機関へ発信をする。なお、報道機関向けの情報は国土交通省向けの情報発信後に行うこととし、熊本空港ホームページでの公表の他、FAX による公表を基本とするが、必要に応じて記者会見を実施する。

■ 報道機関への情報発信

- ・ 災害情報(発生事象、空港における災害規模、気象状況等)
- ・ 人的被害状況(死傷者の有無、滞留者数等)
- ・ 物的被害状況(基本施設、ターミナルビル、ライフラインの稼働状況等)
- ・ 航空機の運航状況及び見通し
- ・ アクセス交通の運行状況及び見通し
- ・ 上記に加え KKIAC の判断により取扱いが可能かつ世の中に周知する必要があると判断される情報(状況写真等)

⑦ 空港関連事業者への情報発信

総合対策本部の広報班は、報道機関向けに発信する情報に加え、下記の情報を空港関連事業者へ発信する。

■ 空港内事業者への情報発信

- ・ 医療救護所の開設状況
- ・ 滞留者等の一時受入の状況
- ・ 備蓄品の配布に係る情報
- ・ 周辺の被災状況
- ・ 周辺自治体及び国の応急復旧対策・復旧見込み
- ・ 衛生面の注意事項

8. 訓練計画

(1) 訓練の内容、実施時期、頻度

本計画(A2-BCP)を実行性の高いものとするために、日頃から災害発生を想定した訓練を重ねることで、情報伝達や具体的な避難誘導、滞留者対応、早期復旧対策(電力・通信・上下水道・燃料供給、空港アクセス、貨物輸送機能喪失時対応)、並びにそれらの広報について習熟を行うとともに、訓練で明らかになった課題や社会条件の変化に応じた改善を行い、定期的かつ継続的に普段の見直しを行うこととする。

訓練は、新入社員向けや移動者向けの講義・研修や、災害イメージングの共有のための討論型図上訓練(DIG)、総合対策本部の対応能力向上を目的としたロールプレイング方式など、対象者や実施目的に応じた訓練種別を選定し、年1回以上実施する。

また、計画の見直しにあたっては、人事異動や関係機関の変更等に伴う連絡先等の修正の他、実災害対応の振り返り(AAR)や他空港における災害教訓などを踏まえ、少なくとも年1回以上定期的に見直し(PDCA)を実施することとする。

表 18 目的に応じた訓練の実施

訓練種別	主な実施目的	適した訓練内容
講義・研修	基本知識の習得	・A2-BCPとは
討論型図上訓練(DIG ¹)	現状認識の確認	・災害イメージングの把握・共有 ・時系列行動項目の確認・理解
実災害対応の振り返り(AAR ²)	計画の事後検証	・災害時の時系列の対応記録 ・振り返り、課題・教訓の抽出・整理
対応型図上訓練(ロールプレイング方式)	総合対策本部の対応能力向上	・情報集約・発信訓練(多言語) ・空港関係機関との連携 ・広報訓練(マスコミ)
実働訓練	誘導、応急処置、安全確保、設備利用方法等の確認	・お客様の避難誘導訓練 ・滞留者対応(物資配布、混雑時対応) ・負傷者対応訓練 ・止水板の設置訓練

¹ DIG: Disaster Imagination Game(被害想定や行動の空間的な確認・共有に適している)

² AAR: After Action Review(実災害の対応に基づく課題・教訓の振り返りに適している)

9. 各施設の担当部署と技術者の配置状況

各施設における KKIAC 内の所管部署及び人員体制を以下に記載する。

なお、各空港関連事業者においては個別 BCP の中で空港機能の維持復旧に必要な人材や機材等のリソース等について定め、定期的にその確保及び見直しを行う。

(1) 基本施設

KKIAC 空港運用本部 施設部 灯火・電気担当 3 名、土木・機械担当 2 名

土木施設維持工事請負事業者 株式会社五和産業(常駐者:2 名)※

灯火・電気・機械施設維持工事請負事業者 日本電設工業株式会社(常駐者:2 名)※

※今後、契約予定

(2) 無線施設

熊本空港事務所 航空管制技術官 無線職 15 名

(3) 別棟ビル

KKIAC 空港運用本部 施設部 ビル施設担当 1 名

設備維持管理業務受託業者 株式会社三勢(常駐者:2 名)

(4) 国際線ターミナルビル

熊本空港ビルディング株式会社 電気職 5 名

(5) 貨物ターミナルビル

上記、国際線ターミナルビルの担当及び体制と同様